

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年4月まで

社会保険庁の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料については未納となっているが、結婚後は、昭和49年5月にA市町村に転居するまで、義母に毎月の保険料を預け、集金人に納付してもらっていた。

申立期間について未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立期間前の期間について、申立人は、20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間について保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間中に住所の異動があった事実はなく、経済的な環境に変化があった事情も認められないことから、申立期間だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年9月5日、資格喪失日に係る記録を39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月5日から39年3月1日まで

昭和38年9月から39年2月までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無かった。当該事業所では会計事務所も入っており、加入記録が抜けるとは考えられないので、記録の訂正を希望する。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が保管する労働者名簿において、昭和38年9月5日雇入、39年2月29日退職と記載されていることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立事業所の事業主は「当時から会計事務所に手続等をしてもらっており、社会保険関係はきちんとしていた。また、当時から試用期間は無く、従業員は全員採用後すぐに社会保険に加入させるために社会保険料を控除しており、申立人についても他の従業員と同様に採用当初から社会保険料を控除していたはずである。」と供述している。

さらに、申立期間に厚生年金保険に加入していた同僚11人のうち連絡が取れた4人全員が申立人のことを記憶しており、そのうちの一人は「当時は従業員が社長を含めて10人程度であったが、全員が家族のようであり、申立人のみが社会保険に加入していなかったとは考えられない。」と供述しており、他の二人も、当時は社会保険に加入せずに勤務していた従業員はいなかった旨を書面で回答している上、前述のとおり、当時の従業員数が10人程度であり、社会保険事務所の記録によると当時の被保険者数は11人であることから、当該事業所

においては申立期間当時すべての従業員が被保険者資格を取得していたと考えられ、申立人のみ被保険者資格を取得していなかったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和38年9月から39年2月まで、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和38年9月から39年2月までの標準報酬月額については、申立事業所で申立期間前に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立人と同じ職種であった同僚（扶養家族有り）に適用されている資格取得時の標準報酬月額が2万円であることから、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から49年3月まで

ねんきん特別便が届き、結婚前の年金記録において国民年金保険料の未納期間があることを知った。申立期間当時、私の国民年金の加入手続や保険料納付をしてくれていた母も兄も他界し、領収書などの証明書類も残っていない。しかし、私の親族は、税金を始め納めるべきものを未納などにすることはないはずである。

以上の状況であるので調査の上、年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月に結婚した妻と共に52年3月に夫婦連番で払い出されており、婚姻前の昭和49年度及び50年度分の国民年金保険料は、52年2月に夫婦共に過年度納付されているが、申立期間の保険料は手帳記号番号が払い出された時点では時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと主張する申立人の兄についても、申立期間当時、国民年金に未加入と記録されているほか、申立期間において国民年金に加入している記録のある同居の親族はいない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料納付を行っていたと主張する母及び兄も既に亡くなっているため、申立人の国民年金への加入状況及び保険料の納付状況は不明であり、申立人の母及び兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から50年3月までの期間、56年1月から63年9月までの期間及び平成2年1月から同年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から50年3月まで
② 昭和56年1月から63年9月まで
③ 平成2年1月から同年3月まで

申立期間については、A市町村に転居してから、前の妻が国民年金保険料を納付しており、納付済期間となっていないのは記録漏れだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間について、A市町村に転居してから元妻が国民年金保険料を納付したと主張しているが、戸籍の附票から、申立人が昭和57年4月30日付けでA市町村を転出し、再び同市町村に転入したのが平成10年12月24日付けであることから、転入した時点で申立期間はすべて時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、すべての申立期間について国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人がその保険料を納付していたと主張する元妻からも供述が得られないことから、申立期間に係る保険料の納付状況等は明らかでない。

さらに、元妻の納付記録を見ると、申立期間①は未納期間、申立期間②は未納期間及び法定免除期間、申立期間③は厚生年金保険被保険者期間となっている上、申立期間①と②の間の期間は、申立人同様、納付済期間となっていることから、元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立人及びその元妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年5月までの国民年金保険料(付加保険料を含む。)及び48年6月から54年5月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から48年5月まで
② 昭和48年6月から54年5月まで

申立期間①については国民年金未加入期間、申立期間②については定額保険料のみの納付済期間とされているが、両期間とも、毎月、保険料を集金していたA事業所の社員寮の婦人会役員に、付加保険料も含めて国民年金保険料を納めていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月30日に払い出されており、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、申立人は同年6月1日に任意加入者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、任意加入の場合、さかのぼって国民年金の被保険者となることはできないため、申立期間①は未加入期間となる上、前述の払出日以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。
- 2 申立期間②について、B市町村が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)において、申立人の付加保険料の納付申出日は昭和54年6月13日であることが確認でき、付加保険料は納付申出日からさかのぼって納付することはできないため、申立期間②の付加保険料を納付することはできない。
- 3 申立期間①及び②について、申立人が付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料(付加保険料を含む。)及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年3月2日から36年10月1日まで
② 昭和41年8月21日から42年3月31日まで
③ 昭和42年7月6日から46年1月1日まで

厚生年金保険の資格期間を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの説明を受けた。

申立てに係る3事業所とも勤務していた期間については相違無いものの、脱退手当金を受け取った記憶は全く無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間としてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を計算の基礎とされている申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和46年5月21日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間にA事業所に勤務していたが、同事業所で厚生年金保険被保険者となっていることを年金の裁定請求時まで知らなかった上、年金の記録照会をしたところ、申立期間が脱退手当金の支給済期間とされていた。退職時に退職金をもらったことや失業保険を受給したことは記憶しているが、脱退手当金に関して社会保険事務所へ手続に行ったことは全く記憶に無い。

母の介護のため退職したが、上記のとおり脱退手当金はもらっていないので厚生年金保険の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和40年4月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があつたにもかかわらず、昭和45年ごろまで国民年金に加入しておらず、年金に対する意識が高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月11日から42年2月11日まで

A事業所での厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和40年7月8日から41年2月11日までの回答があった。

しかし、私は、申立期間においても当該事業所にB職として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立事業所における退職日及び退職理由に関する記憶が定かではない上、申立事業所は既に廃業し勤務を証明する関連資料は無く、申立期間当時の代表取締役や同僚14人からも勤務期間を特定できるまでの有力な供述は得られなかった。

また、申立期間における厚生年金保険料控除についても、同様に、関連資料は無く、申立期間当時の代表取締役等からも供述は得られなかった。

さらに、当該事業所の廃業当時の代表取締役は「申立期間当時は、他の事業所に引き抜かれて短期間で、辞めるB職の人が多かった。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人が自分と一緒に勤務し、自分より後に退職したと供述している上司の厚生年金保険の被保険者記録は昭和40年10月26日までとなっており、41年4月25日からは別の事業所の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年から 44 年まで

A事業所で勤務していた期間について厚生年金保険被保険者期間として記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、当該事業所の社会保険の手続をしていた事業主の息子及び同僚からの供述により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できるまでの有力な供述は得られない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 42 年 3 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、当時当該事業所の社会保険の手続をしていた事業主の息子及び厚生年金保険新規適用日から厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は「当該事業所は法人設立以後に適用事業所となり、それ以前は厚生年金保険料の控除は無かった。」と供述している。

さらに、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった翌月の昭和 42 年 4 月から 44 年 12 月まで国民年金保険料納付済期間となっていることが社会保険庁のオンライン記録で確認でき、申立人自身も国民年金保険料を納付した記憶があると供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金被保険者原票において申立人の氏名は確認できず、健康保険番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える難い上に、申立期間における雇用保険被保険者記録も確認できない。

加えて、申立人が、申立期間に勤務していたとする申立事業所は、現在、廃業しており、当時の事業主は既に死亡し、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 31 日から 41 年 8 月 1 日まで
昭和39年 9 月 1 日にA事業所に入社し、自動車の修理及び整備を行い、自動車の運転や助手にも就いて、42年 9 月 24日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において当該事業所で勤務したことを確認できる資料は無いが、同僚の供述から勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する当該事業所における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和40年 3 月31日の厚生年金保険の資格喪失とともに、同年 4 月 6 日に健康保険被保険者証が返納された旨の記録が有り、また、雇用保険の被保険者記録における離職日は同年 3 月31日である。

さらに、当該事業所は、賃金台帳等の資料を保存していないため、申立人の申立期間にかかる厚生年金保険料を給与から控除していたか否かは不明としており、当時の同僚からも申立期間において申立人が厚生年金保険料を控除されていたとの供述が得られず、申立期間において申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年6月20日から同年7月26日まで
② 昭和35年12月1日から37年12月16日まで

社会保険庁の記録では、申立期間について昭和38年2月5日に脱退手当金を受給したことになるが、37年12月中ごろにA市町村の実家から、すぐに帰って来るようにとの連絡があったので、翌日には実家へ帰り、しばらくしてから会社に退職する旨を電話で伝えた。

その際、会社には、実家の住所は伝えておらず、約半月分の給料も請求できなかったため、脱退手当金の請求を会社に依頼できるはずはない。

脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録の職歴審査照会回答票によると、申立期間の最終事業所であるB事業所において、昭和35年から41年までに資格喪失した女性従業員のうち、脱退手当金の支給記録が有る21人中19人については厚生年金保険被保険者資格喪失日の約3か月以内に支給決定されている上、「当時の労務管理担当者から脱退手当金の説明を受け、会社で請求手続をしてもらった。」と供述している同僚が複数いることを踏まえると、申立期間当時、当該事業所においては、脱退手当金の請求手続は事業主による手続代行により行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわねえ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和26年7月ごろから同年11月ごろまで
② 昭和27年ごろから28年ごろまで
③ 昭和28年ごろ
④ 昭和29年ごろから30年ごろまで
⑤ 昭和31年ごろ
⑥ 昭和32年10月20日から33年5月1日まで
⑦ 昭和33年5月31日から同年8月ごろまで
⑧ 昭和33年8月ごろから34年1月6日まで
⑨ 昭和35年4月20日から同年10月ごろまで

申立期間①については、親戚の紹介でA事業所に勤務した。

申立期間②については、B事業所に勤務していた人の紹介で、同事業所に勤務した。

申立期間③については、父親の友人の紹介でC事業所に勤務した。戦争が終わった時は同事業所で勤務していた記憶がある。

申立期間④については、D事業所に勤務していた人の紹介で、同事業所に2年間ぐらい勤務した。

申立期間⑤については、D事業所を退職した後、再び、C事業所で勤務した。

申立期間⑥、⑦については、E事業所を退職した後、D事業所に勤務した。同事業所での厚生年金保険の記録が1か月しかないのはおかしい。

申立期間⑧については、F事業所では賞与をもらった記憶もあり、同事業所での厚生年金保険の記録が1か月しかないのはおかしい。

申立期間⑨については、D事業所に勤務していた時の同僚がG事業所で勤務しており、その人の紹介で、同事業所に半年間ぐらい勤務した。

以上について、それぞれ勤務したことは間違いなく、また、同僚に厚生年金保険の記録があるにもかかわらず、自分に記録が無いなど納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の記憶する5人すべての同僚が申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者であることが確認できることから、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の記憶する二人の同僚に加えて、当該申立期間中に被保険者記録のある3人の同僚に照会したところ、当該同僚は申立人を記憶していないため、当該同僚の供述からは申立人の勤務期間を特定することはできず、申立人の保険料控除に係る有力な供述も得られない。

また、申立事業所は、昭和40年7月にH事業所に商号変更しているが、当該事業所も平成14年12月に解散しているため、事業所からの回答を得ることができない上、当時の事業主と推測される者は既に死亡し、労務などの事務担当者からも供述を得ることができない。

さらに、社会保険事務所保管の申立事業所の被保険者名簿には、当該申立期間について健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

なお、当該申立期間中に被保険者記録のある二人の同僚の厚生年金保険の資格取得年月日は、それぞれの同僚自身の記憶する入社年月日から、2か月後、又は4か月後となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、当該申立期間中に被保険者記録のある二人の同僚に照会したところ、当該同僚は申立人を記憶していることから、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該同僚の供述からは申立人の勤務期間を特定することはできず、申立人の保険料控除に係る有力な供述も得られない。

また、申立人の記憶する5人の同僚のうち、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できるのは申立人が責任者と記憶する一人の同僚のみとなっていることから判断すると、当時、申立事業所においては、何らかの基準により従業員の厚生年金保険加入について判断し、すべての従業員を一律に加入させていなかった取扱いがあったものと思われる。

さらに、申立事業所は、昭和40年8月に解散しているため、事業所からの回答を得ることができない上、当時の事業主は既に死亡し、労務などの事務担当者からも供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所保管の申立事業所の被保険者名簿には、当該申立期間について健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③及び⑤について、申立人の記憶する二人の同僚に照会したところ、当該同僚は申立人を記憶していることから、申立人が申立事業所で勤務してい

たことは推認することができる。

しかしながら、当該同僚の供述からは申立人の勤務期間を特定することはできず、申立人の保険料控除に係る有力な供述も得られない。

また、当該同僚は、申立事業所では、厚生年金保険に加入しない試用期間が数か月あった上に、厚生年金保険に加入する従業員と加入しない従業員がいたと供述しているところ、i) 当該同僚のうち一人及び昭和29年から31年にかけて勤務していたと記憶する他の同僚の厚生年金保険の資格取得年月日が、それぞれの同僚自身の記憶する入社年月日から、3か月から半年後、又は4か月後となっていること、ii) 申立期間⑤について、同僚が記憶する従業員数と被保険者数に差がみられることから判断すると、当時、申立事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない上、何らかの基準により従業員の厚生年金保険加入について判断し、すべての従業員を一律に加入させていなかった取扱いがあったものと思われる。

さらに、申立事業所は、平成6年3月に解散しているため、事業所からの回答を得ることができない上、事業主及び当時、労務などの事務を担当していた事業主の息子も死亡している。

加えて、社会保険事務所保管の申立事業所の被保険者名簿には、両申立期間について健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものと考える。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間④、⑥及び⑦について、申立人の記憶する5人の同僚に加えて、当該申立期間中に被保険者記録のある3人の同僚(労務などの事務担当者一人を含む)に照会したところ、6人の同僚は申立人を記憶していることから、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認することができる。しかしながら、当該同僚の供述からは申立人の勤務期間を特定することはできず、申立人の保険料控除に係る有力な供述も得られない上に、申立事業所は、昭和49年10月に解散しているため、事業所からの回答を得ることができず、当時の事業主からも供述は得ることができない。

また、i) 申立人の記憶する3人の同僚の厚生年金保険の資格取得年月日が、同僚自身の記憶する入社年月日から、二人の同僚が約1年後、一人の同僚が1か月後となっていること、ii) 昭和30年から34年にかけて勤務していたと記憶する同僚の厚生年金保険の資格取得年月日が、同僚自身の記憶する入社年月日から、3か月後となっていること、iii) 申立期間⑥において2か月間の被保険者記録がある労務などの事務を担当していた同僚も、少なくとも申立事業所で1年間は勤務していたと供述していること、iv) 申立人の記憶する同僚が、最初の1年間は見習期間であったため、厚生年金保険に加入させてくれていなかったかもしれないと供述していることから判断すると、当時、申立事業所は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない上、勤務期間のすべてを加入期間とする取扱いをしていなかった事情がうかがえる。

さらに、社会保険事務所保管の申立事業所の被保険者名簿には、申立期間④

について健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したのとは考え難い。

加えて、申立期間⑦について、同僚が記憶する従業員数と被保険者数に差がみられる。

なお、申立期間⑥について、申立事業所は昭和33年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同年5月1日に再び厚生年金保険の適用を受けており、同僚も同年3月ごろに申立事業所は一度、倒産したと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑧について、申立人が昭和33年12月3日に被保険者資格を喪失している同僚を記憶しているとともに、当該同僚も、自身の退職時点で申立人は勤務していたと供述していることから、申立人が34年1月6日以前から申立事業所で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該同僚の供述からは申立人の勤務期間を特定することはできず、申立人の保険料控除に係る有力な供述も得られない。

また、申立事業所が保管している「健康保険、厚生年金保険、保険料増減内訳書（昭和34年1月分）I 県保険担当課」には、申立人を含めて二人の資格取得年月が昭和34年1月と記載されているが、二人とも現在の社会保険庁の記録では、資格取得年月日が34年1月6日となっており、申立事業所保管の当該資料と社会保険庁の記録は符合している。

さらに、申立事業所は、申立人の厚生年金保険への加入は昭和34年1月からであり、申立人の申立期間に係る保険料は控除しておらず、納付もしていないと回答している。

加えて、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険に加入しない試用期間があったと供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑨について、申立人が記憶する一人の同僚に照会したところ、当該同僚は申立人を記憶していることから、申立人が申立事業所で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、当該同僚の供述からは申立人の勤務期間を特定することはできず、申立人の保険料控除に係る有力な供述も得られない。

また、申立人の記憶する9人の同僚のうち3人については、申立事業所の健康保険厚生年金被保険者名簿において確認できないことから判断すると、当時、申立事業所においては、すべての従業員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立事業所は、申立人の申立期間に係る保険料の控除、納付については不明と回答している上、照会した同僚が当時の事務担当者として記憶している者も既に死亡している。

加えて、社会保険事務所保管の申立事業所の被保険者名簿には、当該申立期間について健康保険番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないことから、

申立人の当該申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 7 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。